

短期入所サービスの『要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えない利用』について

【介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置づける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。】とされています。

被保険者番号											
フリガナ					生年月日	明・大・昭	年	月	日		
氏名					性別	男 ・ 女					
住所	関市										
要介護状態区分	要支援		1	2	要介護		1	2	3	4	5
有効期間	年 月 日 ~					年 月 日					
<p>有効期間内にこれまでに利用した日数_____日（ 月末時点）</p> <p>利用者の心身の状況、本人・家族等の意向（利用者にとって在宅生活の維持につながる必要性）を詳しく記入</p>											

上記の理由により、要介護認定の有効期間のおおむね半数を超える利用を計画します。

年 月 日

居宅介護支援事業者

介護支援専門員 氏名

印

添付書類

- ・サービス提供票(兼居宅サービス計画)
- ・居宅サービス計画書
- ・サービス担当者会議の記録